

第 35 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 26 日（金）午前 9 時 30 分から 10 時 00 分

2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	1 1 番	牛野 進一郎			
農業委員	1 番	久保田 力雄	2 番	砂坂 浩一郎	
	3 番	高田 真盛	4 番	黒木 りか	
	6 番	中之藺 堅二郎	7 番	寺内 秀昭	
	8 番	福 富久	9 番	原 雅喜	

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	片板 大作
ハ.	上妻 亜紀	ニ.	小脇 尚武
ホ.	崎田 善昭	ヘ.	雨田 俊哉

4. 欠席委員

農業委員	5 番	小山 幸良
------	-----	-------

農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	野里 一則	チ.	原田 晃生
----	-------	----	-------

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 8 年度 第 26 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

議案第 4 号 農地利用最適化推進委員候補者の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	才川 いずみ
農地振興係長	羽生義仁
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 議 長 これより、第 35 回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい
 でしょうか。
 （「はい。」の声あり。）
- 議 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 8 番 福富
 久委員、9 番 原雅喜委員を指名します。
- 議 長 日程第 2、（議案協議）議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法
 律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 8 年度 第 26 号 農用地利用
 集積等促進計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。
- 議 長 それでは、事務局より、議案第 1 号の説明をお願いします。
- 事 務 局 資料の 2 ページをお開きください。
 議案第 1 号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。
 農用地利用集積等促進計画、（農地中間管理権）賃借権 1 件を定めたいの
 で、承認を求めるものです。
 資料の 3 ページをご覧ください。
 農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。
 存続期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までの 5 年間で 1
 件です。
 資料は 4 ページ、内訳書です。
 整理番号 1 番、日置市〇〇××番地、A・66 歳から公益財団法人鹿児
 島県地域振興公社を通じ、B が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××
 番、地目は畑、面積は●●㎡で甘藷を耕作します。賃借料は年額〇〇円の
 口座振込、期間は 5 年の新規設定です。図面は 5 ページに添付しておりま
 す。
 賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続してお
 ります。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間
 管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定により、要件を満たし
 ているものと考えます。
 以上、議案第 1 号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めま
 す。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第1号の採決を行います。

原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は、原案どおり、承認することに決定しました。

議 長

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：C、譲受人：Dほか1件を議題にします。

それでは、事務局より、議案第2号の説明をお願いします。

事 務 局

資料の6ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めるもので、所有権移転2件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 C。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Dです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、理由は売買及び規模拡大によるものです。

この件につきましては、7ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は9ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 E。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Fです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は田、地積は●●㎡です。

所有権移転で、理由は売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、8ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は13ページから添付しております。

以上の2件につきましては6月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号1番については、地区担当の6番委員に、説明をお願いします。

6番委員

はい。CさんとDさんについては、遠い親戚関係にあるようです。それで前回GさんとDさんの間で5条申請がありましたが、今回の土地はその隣接地である訳ですが、移転後は野菜を作るなどしてトンミー市場に出荷する予定があるようです。

これからも活用してくれると思いますので問題はないものと思います。

議長 整理番号 2 番については、地区担当の 4 番委員に、説明をお願いします。
4 番委員 EさんとFさんは親戚関係ではございません。4 月に 5 条申請がありましたが、これから 3 条申請を通して、農業開始したいということです、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

議長 3 番委員。
3 番委員 どちらも適切であろうと思いますが、料金が違うのが気になります。
事務局 Dさんの件はそこを拠点に野菜栽培をしようかということと、Eさんの件は本人が高齢のため処分したいという意向が強いためだと思われます。取引の金額につきましては、双方の合意のもとで決められますので、農業委員会は関与いたしません。

議長 3 番委員、よろしいでしょうか。ほかにございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第 2 号について、採決を行います。
原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）
全員賛成のようですので、本案は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人：Eを議題にします。
それでは、事務局より議案第 3 号の説明をお願いします。
事務局。

事務局 18 ページをお開きください。
議案第 3 号は、農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について審査を求めるもので、件数は 1 件です。
資料を読み上げます。
整理番号 1 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 E。
土地の所在は、〇〇字▽▽××番。
登記地目は田、地積は●●㎡です。
変更年月日については、昭和 50 年頃です。
現況としましては、『昭和 50 年以前から耕作されず、山林化状態になっている』とのことです。
参考資料は 19 ページから添付しております。

この件の内容につきましては、利用状況調査の結果から既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断しております。

なお、6月10日の現地調査において会長、農地部長、月・担当委員で確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区担当の8番委員、説明をお願いします。

8番委員 先ほどの議案にあったように、Eさんの方が高齢のため、荒れた農地を手放したいということですので、仕方がないと思われます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 ここで、懇談に入ります。(休憩)

議 長 ここで、懇談を解きます。(再開)

議 長 それでは、議案第4号 南種子町農地利用最適化推進委員候補者の承認について、を議題にします。

議案説明の前に、二推進委員は議事参与に該当しますので、退席をお願いいたします。

(二推進委員、退席)

議 長 事務局より、議案第4号の説明をお願いします。事務局長。

議 長 それでは、議案第4号 南種子町農地利用最適化推進委員候補者の承認について、を議題にします。

事務局 議案第4号 南種子町農地利用最適化推進委員候補者の承認について、ご説明いたします。

農地利用最適化推進委員の選任に関しましては、「農業委員会等に関する法律第17条第1項」および「南種子町最適化推進委員の選任に関する規則第7条第1項」の規定により、農業委員会が、農地利用最適化推進委員を決定・委嘱することとなっております。

推進委員の定数は、「南種子町農業委員会委員等の定数条例 第3条」において、定数8人。「南種子町最適化推進委員の選任に関する規則第2条第2項」において、小学校区域ごとに1名と定めております。

農地利用最適化推進委員の募集は、令和8年3月17日から当初の募集

期間を延長して、6月19日まで行い、定数8人に対し、推薦1人、自薦7人の計8人の応募がありました。

候補者を受付番号順に、氏名・年齢・担当区域を読み上げます。

1番、H、67歳、西之。

2番、I、54歳、上中。

3番、J、69歳、荃永。

4番、K、51歳、平山。

5番、L、65歳、下中。

6番、M、48歳、島間。

7番、N、64歳、西海。

8番、O、59歳、長谷。

候補者の経歴・農業経営の状況・推薦および応募の理由につきましては、資料22～23ページに載せておりますので、お目通しをお願いします。

以上、H氏ほか7人を候補者として、決定することの承認を求めるものです。

なお、推進委員の委嘱の決定は、令和8年7月21日に新体制で開催される「南種子町農業委員会 臨時総会」において行い、決定後に委嘱の辞令交付を行う予定としております。

以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

ないようですので、これから、議案第4号の採決を行います。

議 長

原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

二推進委員の入場を求めます。

(二推進委員、入場)

議 長

これで、本日の日程は、全て終了しました。

議 長

以上をもちまして、第35回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。